

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳴沢村は、国民健康保険税に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・本事務の一部を外部委託しているが、外部委託にあたっては、契約書に秘密の保持に係る条項を設け、取り扱う情報の秘密保持を徹底している。
・職員及び委託事業者による不正行為を防ぐ方策として、「システムの操作者を限定」、「システムの捜査権限の適正な付与」及び「操作端末からの外部接続禁止及び記憶媒体の使用禁止によるデータ持出し制限」を行っている。

評価実施機関名

鳴沢村長

公表日

令和7年3月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険税に関する事務
②事務の概要	・地方税法に基づき、被保険者に対する国民健康保険税を算出し、賦課徴収している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①国民健康保険税の賦課、更正、減免、徴収 ②国民健康保険税の納付証明書発行 ③口座振替処理 ④過誤納が発生した納税義務者へ還付・充当処理 ⑤督促及び催告処理 ⑥滞納管理、地方税法に基づく調査 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。
③システムの名称	国民健康保険(税)システム、国民健康保険(資格)システム、国民健康保険(給付)システム、収納消込／滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合(国保集約システム)、EUCシステム

2. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険税ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)及び別表(第九条関係)第24、44項 平成26年内閣府・総務省令第5号第16条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表 【情報提供】なし 【情報照会】69、70、160項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	住民課
②所属長の役職名	住民課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	住民課 山梨県南都留郡鳴沢村1575 電話 0555-85-3082
-----	------------------------------------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	住民課 山梨県南都留郡鳴沢村1575 電話 0555-85-3082
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月6日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月6日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 ガバメントクラウド移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 ①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理 ・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効し、必要最小限の権限及び数に制限している。 ・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御している。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。 ②移行データ ・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。 ・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、データセンターから専用線による接続を行い、外部からの読み取りを防止している。 ③テストデータ ・特定個人情報をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、必要最小限のテストデータのみを生成している。 ④相互牽制 ・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施している。

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業者に対する教育・啓発	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	鳴沢村特定個人情報等の取扱いに関する管理規程及び鳴沢村特定個人情報等の取扱いマニュアルに基づき、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等は教育研修を受講している。各研修において受講確認が行われ、未受講者に対して再受講の機会が付与されており、関係する全ての職員が研修を受講するための措置が講じられている。このことから、教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月28日	Ⅳ リスク対策	なし	項目追加	事後	評価書の様式変更による
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 II しきい値判断項目 1. 対象者人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】なし 【情報照会】27項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】なし 【情報照会】20条 平成31年3月1日時点	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】なし 【情報照会】27項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】なし 【情報照会】20条 令和3年6月22日時点	事前	デジタル社会の形成を図る為の関係法律の整備に関する法律令和3年9月1日施行による条項号ズレによる修正。
令和4年4月28日	II しきい値判断項目 1. 対象者人数 2. 取扱者数	1,000人以上1万人未満	1,000人未満(任意実施)	事後	再評価による人数変更
令和4年11月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16項 番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】なし 【情報照会】27項	番号法第9条第1項 別表第一 16項、101項 番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】なし 【情報照会】27項、121項	事前	公金受取口座登録制度による
令和5年12月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 II しきい値判断項目 1. 対象者人数 いつ時点の集計か	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】なし 【情報照会】27項、121項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】なし 【情報照会】20条 令和4年4月28日時点	番号法第19条第8号 別表第二、第9条第2項に基づく条例 【情報提供】なし 【情報照会】27項、121項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】なし 【情報照会】20条 令和5年12月19日時点	事前	国保情報集約システムのクラウド化による評価再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 4. 情報提供ネットワークシステムによる連携 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16項、101項 平成26年内閣府・総務省令第5号第16条 番号法第19条第8号 別表第二、第9条第2項に基づく条例 【情報提供】なし 【情報照会】27項、121項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】なし 【情報照会】20条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)及び別表(第九条関係)第24、44項 平成26年内閣府・総務省令第5号第16条 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表 【情報提供】なし 【情報照会】69、70、160項	事前	番号法改正に伴う修正
令和7年2月28日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	十分である 申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、特定個人情報の入手にあたっては、4情報又は住所を含む3情報を必ず確認し、人為的なミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	様式変更に伴う記載内容追加
令和7年2月28日	IV リスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策	-	9) 従業者に対する教育・啓発 十分である 鳴沢村特定個人情報等の取扱いに関する管理規程及び鳴沢村特定個人情報等の取扱いマニュアルに基づき、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等は教育研修を受講している。各研修において受講確認が行われ、未受講者に対して再受講の機会が付与されており、関係する全ての職員が研修を受講するための措置が講じられている。このことから、教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事後	様式変更に伴う記載内容追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月24日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断根拠	—	ガバメントクラウド移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 ①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理 ・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つ管理者IDを発行し、必要最小限の権限及び数に制限している。 ・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御している。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。 ②移行データ ・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。 ・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、本村のネットワークから利用している データセンターへの閉域網回線によるVPN接続を行いセキュアな専用線による接続を行うことで 外部からの読み取りを防止している。 ③テストデータ ・特定個人情報を含むデータは、必要最小限のテストデータのみを生成している。 庁内ネットワークもしくはガバメントクラウド内の閉域環境内でテストを実施することでセキュリティを担保している。 ④相互牽制 ・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施している。	事前	ガバメントクラウド上への副本データ移行(本番データ移行)前の再評価